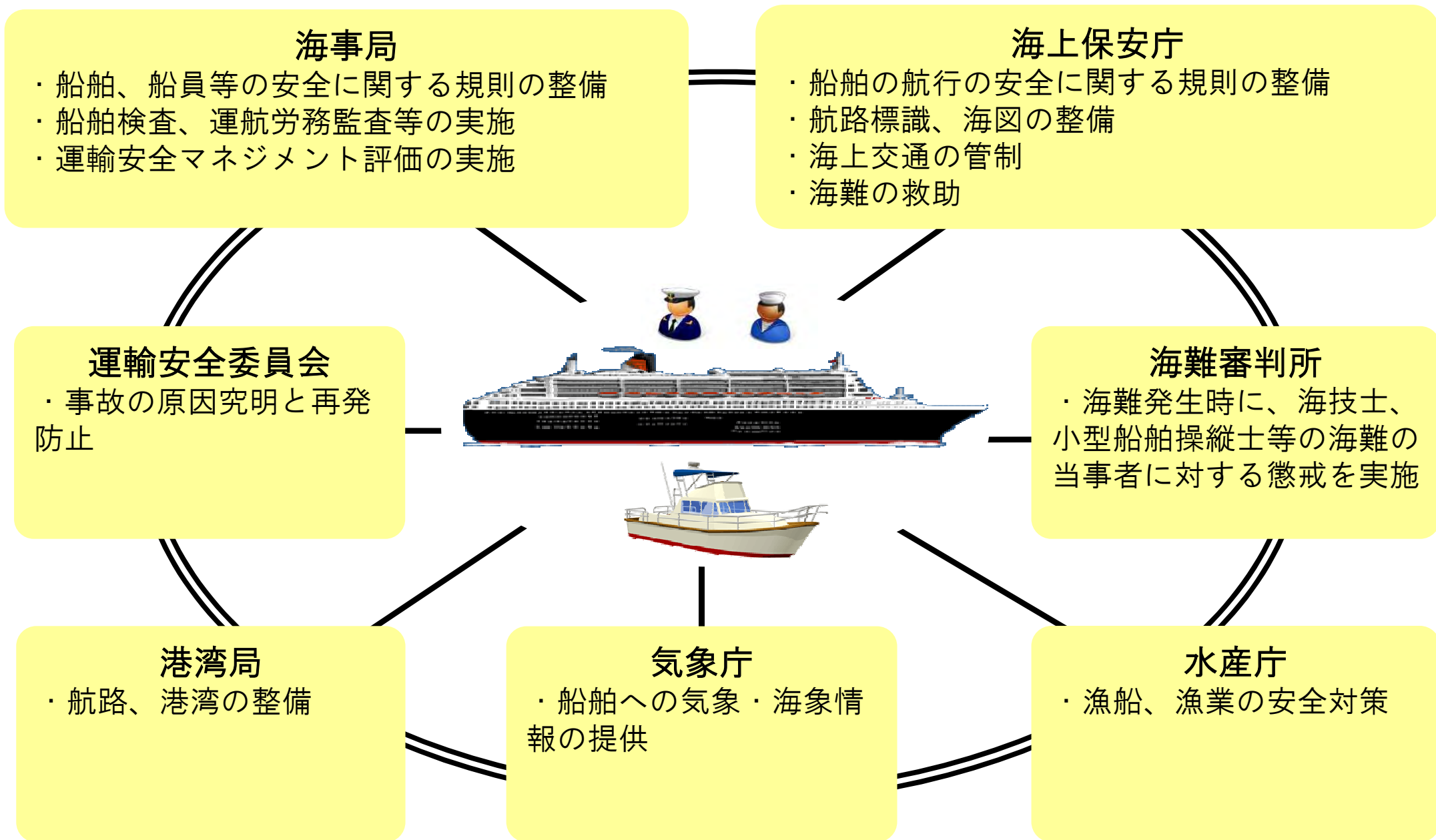


3. 海上交通の安全

海上交通の安全確保に向けた取組

関係行政機関と連携した安全対策の推進



船舶の安全確保のための取組

ひとたび大きな海難事故が発生した場合、尊い人命が失われるとともに、海洋汚染の発生、経済活動の阻害等大きな影響が引き起こされるため、以下のような**ハード・ソフト両面からの船舶の安全対策**に取り組んでいる。

船舶の構造・設備等に関する規則の遵守状況を確認



船員・運航に関する規則の遵守状況を確認

船舶の安全に関する法令の整備

- 船舶の構造・設備に関する規則
- 運航事業者に関する規則
- 船員に関する規則

日本に寄港する外国船舶の構造・設備、船員に関する国際規則の遵守状況を確認



運航事業者が自主的に行う安全管理を評価・助言

安全総点検

夏季及び年末年始において、運航事業者が自社の安全確保の取組状況について自主点検を実施

小型船舶の安全キャンペーン

ゴールデンウィーク前から8月までの期間、プレジャーボート、漁船等の小型船舶を対象に、マリーナや漁港等において安全に関するパトロール指導等を実施